

平成 30 年 6 月

消化器外科領域ロボット支援下内視鏡手術導入に関する指針

平成 30 年 4 月より消化器外科領域（食道、胃、直腸）においてロボット支援下内視鏡手術が保険収載された。また肝胆膵領域においても保険収載を目指す必要がある。そこで、日本内視鏡外科学会は消化器外科領域における内視鏡手術支援ロボットを安全に導入・普及させるため、下記の条件を満たすこととする。そこで、以下のロボット支援下内視鏡手術の導入における指針をここに提言する。

(A) 術者条件

1. すべての領域において、日本内視鏡外科学会が定めるロボット支援下内視鏡手術導入に関する指針に準じ、消化器外科専門医および日本内視鏡外科学会が定める技術認定取得医であること。
2. 胃、直腸領域においては、各該当術式の内視鏡手術の 20 例以上の執刀経験を有すること。
3. 食道領域においては、該当術式の内視鏡手術の 5 例以上の執刀経験を有すること。さらに、日本食道学会が認定する食道外科専門医の指導のもとに行うこと。
4. 肝胆膵領域においては、各該当術式の内視鏡手術の経験数は問わないが、日本肝胆膵外科学会が認定する高度技能専門医もしくは高度技能指導医の指導のもとに行うこと。

(B) 施設条件

日本内視鏡外科学会が定めるロボット支援下内視鏡手術導入に関する指針に加え、下記の条件を追加する。

1. ロボット支援下食道手術を施行する場合、日本食道学会が認定する食道外科専門医が1名以上常勤で配置されていること。
2. ロボット支援下肝胆膵手術を施行する場合、日本肝胆膵外科学会が認定する高度技能専門医もしくは高度技能指導医が1名以上常勤で配置されていること。